

消防局行財政改革推進本部設置要綱

(設置及び目的)

第1条 危機的な財政状況のもと、川崎市行財政改革推進本部設置要綱第7条に基づき、市民との協働による地域づくりに取り組むとともに、スリムな組織を目指した行政内部の徹底した見直しや財政の健全性の確保を図るなど、消防局の行財政改革を推進すること目的として、消防局行財政改革推進本部（以下「局本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 消防局の行財政改革に係る推進計画の策定及び進行管理並びに基本方針の見直しに関すること。
- (2) その他行財政改革に関すること。

(組織)

第3条 局本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、局長をもって充てる。
- 3 副本部長は、総務部長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表に掲げるものをもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じ本部長が召集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(委員会等)

第6条 局本部会議に係る重要事項を協議するため、局本部会議に委員会等を置く。

- 2 委員会等の組織等については、本部長が定める。

(庶務)

第7条 局本部の庶務は、総務部企画担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、局本部の運営に必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

(消防局行財政改革推進本部設置要綱の廃止)

2 消防局行財政推進本部設置要綱（平成7年7川消企第98号）は、廃止する。

附 則（平成15年4月2日付け15川消総企第3号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年7月17日付け19川消総企第240号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年5月20日付け21川消総企第79号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日付け4川消総企第2号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日付け5川消総企第25号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年7月8日付け6川消総企第209号）

この要綱は、令和6年7月8日から施行する。

別表（第3条関係）

本部員

警防部長	予防部担当部長・予防課長事務取扱
予防部長	査察課長
総務部担当部長・庶務課長事務取扱	保安課長
人事課長	臨港消防署長
施設装備課長	川崎消防署長
企画担当課長	幸消防署長
警防部担当部長・警防課長事務取扱	中原消防署長
警防部担当部長	高津消防署長
救急課長	宮前消防署長
指令課長	多摩消防署長
航空隊長	麻生消防署長